令和4年5月2日

津建設事務所

建設発生土の民間受入地の募集について

１．募集の趣旨

　津建設事務所で発注する公共工事に伴い発生する建設発生土について、「建設発生土の民間受入地の公募要領」に基づき、無償で受け入れが可能な民間受入地を募集します。

２．搬出する予定建設発生土の概要

　　別表のとおりです。

　　なお、別表の内容について、必要に応じて更新（追加・変更・削除）します。

３．応募要件

（１）応募できる方

ア 建設発生土を無償で受け入れることができる土地を所有している方又は土地を所有している方から受け入れについて同意を得ている使用者の方。

イ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方。

（２）土地の要件

ア 所在地及び規模

津市内（津建設事務所管内）にある、500㎡以上の土地。

イ 関係法令手続き

建設発生土の受入時点において、受け入れに伴い必要な関係法令の手

続きが完了している土地。

　・農地法（農地転用許可）

　・砂防法（砂防指定地内の作業許可）

　・都市計画法（開発許可）

　・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地崩壊危険区域内の作業許可）

　・地すべり防止法（地すべり防止区域内の作業許可）

　・河川法（河川占用許可）

　・自然公園法（申請、届出等）

　・森林法（保安林内作業許可、林地開発許可、伐採届出書）

　・その他必要となる法令、条例等

ウ 受入土量

500ｍ３以上の建設発生土の受け入れが可能な土地。

エ 搬入路

受入地まで建設発生土の運搬車両（１０ｔ車）の搬入路が確保されている土地。

オ その他

・申請者自らが所有しているか、または所有者が受け入れについて同意した土地。

・隣接する土地と境界等で問題が生じない土地。

・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の所有する土地でないこと。

４．募集期間及び応募方法

（１）募集期間

令和4年5月2日　～　令和6年3月29日

（２）応募方法

次の書類を津建設事務所工事統括課まで、提出してください。

（事前審査あり）

ア　建設発生土受入地登録申請書（様式－１）、「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」（別紙）及び添付資料

【添付資料】

1. 関係図面（位置図、平面図、縦断図、横断図、土砂等流出防止施設の構造図等）

② 受入地が判別できる写真

③ 受入地への進入経路を示した図面

④ 土地の権原を有することを証するもの（（土地登記簿等の写し）原本確認が必要）

⑤ 土地所有者の同意書（申請者と土地所有者が異なる場合）

⑥ 申請者の本人確認できるもの（代理申請の場合）委任状と受任者の本人確認できるもの（運転免許証の写し等）

５．応募後の扱い

（１）申請いただいた土地は審査のうえ、建設発生土の受入地の候補地として適していると認められた場合は、「建設発生土受入地登録通知書」により通知します。

（２）登録有効期間は登録日より最長２年までとします。

（３）登録された土地に、津建設事務所が発注する工事に伴い発生する建設発生土を搬入する場合は、当該土地の申請者の方に「受け渡し通知書」により通知します。

（４）審査等にあたっては、現地立会及びヒアリングを実施する場合があります。

６．その他の留意事項

（１）建設発生土の搬入は、津建設事務所（公共工事の受注者）が行います。ただし、受入地における敷均し、締固めは、原則として必要に応じて申請者で行ってください。また、受入地の管理については、搬入中も含めて申請者で行ってください。

（２）受入地登録を継続する場合や登録申請内容に変更が生じた場合は、「建設発生土受入地登録｛継続・変更｝申請書（様式－４）」を津建設事務所工事統括課まで、事前に連絡のうえ提出してください。内容を審査のうえ認められれば、登録内容の変更を行います。

（３）受入地において廃棄物の不法投棄が確認された場合は、建設発生土の搬入を中止し、関係機関に連絡します。

（４）建設発生土の搬入が完了した場合は、申請者の方に「受け渡し完了通知書」により通知します。

（５）建設発生土の受け入れにあたり、別途工事が必要となる場合などは事前にご相談ください。

（６）「建設発生土受入地登録通知書」が通知された場合でも、建設発生土の搬入ができない場合もあります。

（７）以下の項目については申請者による対応をお願いします。

・ 関係法令の手続き

* 隣接土地所有者との調整
* 周辺住民との調整
* 利害関係者等との調整

（８）別紙「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」を確認のうえ、厳守してください。

　（９）建設発生土受入地の登録を削除したい場合は、「建設発生土受入地登録削除申請書（様式-７）」を津建設事務所工事統括課まで、事前に連絡のうえ提出してください。

　（１０）その他記載のない事項については、必要に応じて津建設事務所と申請者が協議の上、決定することとします。

７．問い合わせ及び提出先

　　三重県津建設事務所工事統括課

ＴＥＬ　059－223－5209

ＦＡＸ　059－227－8993

（別表）

搬出する予定建設発生土の概要　　　　　　　　令和５年５月時点

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工　事　名 | 発生場所 | 予定発生土量　（ｍ３） | おおよその土質 | 搬出予定時期 |
| 一級河川藤川河川維持修繕工事 | 津市白山町城立 | 500 | 砂質土 | 令和6年3月～令和6年4月 |
| 一般県道亀山安濃線（高野尾BP）他１線道路改良工事 | 津市高野尾町 | 1,000 | クロボク土（粘性土） | 令和5年10月～平成6年3月 |
| 一般県道上浜高茶屋久居線ほか１線道路改良工事 | 津市白塚町 | 1,000 | 砂質土 | 令和5年4月～令和5年8月 |
| 一般国道１６３号（南長野）災害防除工事 | 津市美里町南長野 | 1,000 | 礫質土 | 令和5年11月～令和6年3月 |
| 一般県道一志出家線（中川原橋）道路改良工事 | 津市庄田町 | 4,000 | 礫質土 | 令和6年1月～令和6年3月 |
| 主要地方道久居美杉線（小戸木橋）橋梁耐震対策工事 | 津市小戸木町 | 1,000 | 軟岩・中硬岩 | 令和6年4月～令和6年5月 |
| 一般国道368号（奥立川拡幅）道路改良工事 | 津市美杉町上多気 | 500 | 礫質土・軟岩・中硬岩 | 令和5年10月～令和6年4月 |
| 一般国道368号（下太郎生１工区）道路改良工事 | 津市美杉町太郎生 | 600 | 礫質土・軟岩 | 令和5年5月～令和5年9月 |
| 一般国道368号（下太郎生１工区）道路改良工事 | 津市美杉町太郎生 | 300 | 礫質土・軟岩 | 令和5年11月～令和6年5月 |
| 二本木御衣田線道路改良工事(新広瀬橋側最終)  | 津市白山町二本木 | 1,600 | 礫質土・軟岩 | 令和5年8月～令和6年4月 |
| 主要地方道松阪久居線（須賀瀬大橋）橋梁耐震対策（補強）工事 | 津市久居元町　 | 700 | 礫質土 | 令和5年9月～令和6年6月 |
| 青山高原公園線県単災害防除工事 | 津市榊原町字奥山 | 80 | 礫質土 | 令和5年10月～令和6年2月 |
| 主要地方道一志美杉線災害防除施設（落石対策）工事 | 津市一志町井関 | 20 | 礫質土 | 令和5年6月～令和5年8月 |
| 二級河川田中川河川堆積土砂撤去工事 | 津市河芸町久知野 | 5,000 | 粘性土 | 令和5年11月～令和6年3月 |
| 二級河川岩田川河川堆積土砂撤去工事（その１） | 津市野田 | 2,000 | 粘性土 | 令和5年11月～令和6年3月 |
| 二級河川岩田川河川堆積土砂撤去工事（その２） | 津市片田田中町 | 2,000 | 砂質土 | 令和5年11月～令和6年3月 |
| 二級河川安濃川河川堆積土砂撤去工事（その１） | 津市納所町 | 3,000 | 砂質土 | 令和5年11月～令和6年3月 |
| 二級河川安濃川河川堆積土砂撤去工事（その２） | 津市安濃町川西 | 4,000 | 砂質土 | 令和5年11月～令和6年3月 |
| 二級河川安濃川河川堆積土砂撤去工事（その３） | 津市安濃町戸島 | 4,000 | 砂質土 | 令和5年11月～令和6年3月 |
| 二級河川中ノ川河川堆積土砂撤去工事（その３） | 津市安濃町戸島 | 1,000 | 砂質土 | 令和5年11月～令和6年3月 |
| 二級河川志登茂川河川改修工事 | 津市栗真町屋町 | 200 | 砂質土 | 令和5年11月～令和6年4月 |
| 二級河川安濃川（三泗川工区）河川改修工事 | 津市野田 | 200 | 砂質土 | 令和5年11月～令和6年4月 |
| 一級河川長野川河川堆積土砂撤去工事（その１） | 津市庄田町 | 5,000 | 砂質土 | 令和5年11月～令和6年2月 |
| 一級河川長野川河川堆積土砂撤去工事（その２） | 津市庄田町 | 5,000 | 砂質土 | 令和5年11月～令和6年2月 |
| 一級水系奥の小谷川砂防堰堤堆積土砂撤去工事 | 津市美杉町八知 | 5,000 | 砂質土 | 令和5年11月～令和6年2月 |
| 一級水系鳥ヶ上谷川砂防堰堤堆積土砂撤去工事 | 津市美杉町八知 | 2,000 | 砂質土 | 令和5年11月～令和6年2月 |
| 一級水系ズクシ谷川砂防堰堤堆積土砂撤去工事 | 津市美杉町下多気 | 3,000 | 砂質土 | 令和5年11月～令和6年2月 |
| 一級水系宗太川　砂防堰堤堆積土砂撤去工事 | 津市美杉町上多気 | 5,000 | 砂質土 | 令和5年11月～令和6年2月 |
| 二級河川天神川河川堆積土砂撤去工事 | 津市高茶屋小森町 | 3,000 | 砂質土 | 令和5年11月～令和6年2月 |

 様式－１

**建設発生土受入地登録申請書**

　建設発生土の民間受入地の公募要領に基づき、下記のとおり、建設発生土受入地に登録したいので、必要書類を添えて申請します。

 また、受け入れにあたっては、別紙「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」を確認のうえ、厳守します。

　津建設事務所長　宛て

 　　　　 令和　　　年　　　月　　　日

１．申請者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | 大正昭和平成 | 年　　月　　日 |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　 　　　 　 |
| 住所 | （〒　　－　　　） | 電話番号 | 　　　　－　　　－ |

２．受入地

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録番号 |  | 受 入 量 | ｍ３ |
| 受入地の所在地 |  |
| 受入地の所有者 | 住所 | （〒　　　－　　　　　） |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  |

添付資料

① 関係図面（位置図、平面図、縦断図、横断図、土砂等流出防止施設の構造図等）

② 受入地が判別できる写真

③ 受入地への進入経路を示した図面

④ 土地の権原を有することを証するもの（（土地登記簿等の写し）原本確認が必要）

⑤ 土地所有者の同意書（申請者と土地所有者が異なる場合）

⑥ 申請者の本人確認できるもの（代理申請の場合は、委任状と受任者の本人確認できるもの）（運転免許証の写し等）

３．受入条件

|  |  |
| --- | --- |
| 受入時期 | 令和○○年○○月○○日　～　令和○○年○○月○○日 |
| 最小受入量 | ｍ３ |
| その他受入条件 | 有　　　無 |
|  |

様式－４

**継続**

**建設発生土受入地登録　　　　申請書**

**変更**

登録を継続したい

　下記のとおり、建設発生土受入地の　　　　　　　　　　　　　　ので、申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　登録内容に変更が生じた

 また、受け入れにあたっては、別紙「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」を確認のうえ、厳守します。

津建設事務所長　宛て

 　　　　 令和　　　年　　　月　　　日

１．申請者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 | 大正昭和平成 | 年　　月　　日 |
| 氏名 | 　　　　　　　　　　　　　 　　　 　 |
| 住所 | （〒　　－　　　） | 電話番号 | 　　　　－　　　－ |

２．受入地

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録番号 |  | 受 入 量 | ｍ３ |
| 受入地の所在地 |  |
| 受入地の所有者 | 住所 | （〒　　　－　　　　　） |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  |

添付資料

① 関係図面（位置図、平面図、縦断図、横断図、土砂等流出防止施設の構造図等）

② 受入地が判別できる写真

③ 受入地への進入経路を示した図面

④ 土地の権原を有することを証するもの（（土地登記簿等の写し）原本確認が必要）

⑤ 土地所有者の同意書（申請者と土地所有者が異なる場合）

⑥ 申請者の本人確認できるもの（代理申請の場合は、委任状と受任者の本人確認できるもの）（運転免許証の写し等）

３．受入条件

|  |  |
| --- | --- |
| 受入時期 | 令和○○年○○月○○日　～　令和○○年○○月○○日 |
| 最小受入量 | ｍ３ |
| その他受入条件 | 有　　　無 |
|  |

 様式－７

**建設発生土受入地登録削除申請書**

　下記建設発生土受入地について登録を削除したいので申請します。

　津建設事務所長　宛て

 令和　　　年　　　月　　　日

 申請者　　住　所

 氏　名

連絡先

記

１． 登録番号

２． 有効期間　　令和○○年○○月○○日　から　令和○○年○○月○○日

３． 受入地の所在地

（別紙）

「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」

□　１　申請者は別表１のいずれかに該当する者ではありません。また、受入地は別表１のいずれにも該当しない者が所有する土地です。

□　２　１の事項に関して、県が関係機関へ照会を行うこと、及びその結果これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して県が行う一切の措置について異議を申し出ません。

□　３　受入地は、廃棄物が不法に投棄されていない土地です。

□　４　県が受入地に立ち入り調査をすることを認めます。また、県から現地立会やヒアリングを求められた場合は、対応します。

□　５　受入地に建設発生土を受け入れるにあたり法令による許認可等の手続きが必要な場合、各種許可書の写し等の提出が求められれば、提出します。

□　６　建設発生土の受け入れを転売の目的といたしません。

□　７　建設発生土の受け入れに必要となる関係法令等への対応は申請者が行ないます。

□　８　建設発生土の受け入れに伴う受入地の隣接土地所有者、周辺住民、利害関係者等からの苦情については、申請者が対応します。

□　９　申請者は、建設発生土の受入期間中は、受入地に係る土砂の搬出、搬入は行ないません（搬入された土量の検収を妨げない場合は除く）。また、申請者と受入地の土地所有者が異なる場合は、申請者が土地所有者に対してその旨を守らせます。

□　10　受入地において廃棄物の不法投棄が確認された場合は、受入地の登録を取り消されても、異議を申し出ません。

□　11　申請内容に変更が生じた場合や申請をとりやめる場合は、すみやかに申し出て定められた手続きをとります。

□　12　受入地への建設発生土の搬入に先立ち通知される予定数量と比べて実際に搬入される数量に差異があっても、異議を申し出ません。

□　13　申請者は、建設発生土の受入地への搬入が円滑になされるよう協力します。

□　14　建設発生土搬入後の管理については、必要となる関係法令の対応を含めて申請者の責任で行ないます。また、申請者と受入地の土地所有者が異なる場合は、申請者が土地所有者に対してその旨を守らせます。

□　15　上記の事項を守らないことを理由に、県が建設発生土の搬入をしなくなっても、一切の異議は申し出ません。

　申請者　署名

別表１

|  |
| --- |
| （１）自己又は自己の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）である者 |
| （２）暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者 |
| （３）自己、自社又は第三者の不正の利益等を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者 |
| （４）暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者 |
| （５）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 |
| （６）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者 |